

# イギリスにおける義務教育修了後の 青年の教育をめぐる諸構想について

佐々木 毅

はじめに

この論文は、最近のイギリスにおける義務教育を修了した青年を対象とする独立のカレッジの諸構想について、その内包する教育経営観および青年期教育上の訓育観について注目しながら論ずるものである。

1944年教育法のもとで、義務教育を修了した青年にたいする教育は、中等教育と継続教育とに制度的に二分されている。より詳しくいえば、グラマ・スクールの Sixth Form<sup>1)</sup>における教育と、多種多様な継続教育カレッジの下級課程<sup>2)</sup>における教育とである。

Sixth Formは、通常16才で進級するグラマ・スクールの第6番目で最上級の Formである。その生徒は、学校生活上、下級生とは截然と区別される一定の特権を付与され、また下級生にたいし指導的役割を果たす存在とされる。これは Sixth Formの教育が、指導者教育として考えられているためである。このことは Sixth Formの教育上の特徴—(1)教育の目的が高等教育への進学準備にあること、(2)教育の内容が普通教育ではなく極度に専門化された教科に限定されていること、(3)教育の方法が自己学習中心であること、(4)教師と生徒との知的師弟関係が緊密であること、(5)将来の社会における指導者として強い社会的責任の自覚を促す努力がなされていること—にはっきりとあらわれている。<sup>3)</sup>

ところで1944年以後のイギリス中等教育において顕著な動向は、総合制<sup>4)</sup>への中等学校体系の改編と、義務教育を修了後もなお教育を希望する生徒の増加現象とである。中等教育特にその義務教育修了後の段階における教育機会の均等化と拡大とが、教育行政の重要な課題となっているとき、Sixth Formのもつ指導者教育としての性格が再検討を必要としているのは当然である。ここで注目すべきこ

とは、総合制中等学校においては、グラマ・スクールの Sixth Formの性格をそのまま継承した Sixth Formを経営することの困難性である。第一に人事上の問題がある。Sixth Formが大学への階梯と考えられるため、担当の教師には大学を卒業したものを充てるのが通例である。グラマ・スクールにおける大学卒業教師は全体の75%に達するのにたいし、総合制中等学校では25%にすぎない。<sup>5)</sup>モダン・スクールでの大学卒業教師の比率はさらに低いことから、総合化の進行によって総合制中等学校における大学卒業教師の比率は大きくは向上しないことが予想される。しかも、総合制中等学校における Sixth Formの生徒の全学校生徒にたいする比率は10%にみえない。<sup>6)</sup>すべての大学卒業教師が Sixth Formを担当するわけではないが、きわめて少数の生徒の教育に大学卒業教師が集中的に配置されることは、決して好ましくない。第二に、教授組織がきわめて複雑なものになることである。高度に分化した選択科目と自己学習の方法による教育課程は、小人数で多数の授業を要し、時間表の作成と生徒の指導を困難なものとする。第三に、施設上の問題である。小人数であるにもかかわらず、細分化された多数の授業は多くの教室を必要とする。また専門的な学習にみあった実験・実習の施設、優秀な図書室が必要である。これは Sixth Formのための特別な建築計画と予算とを必要にするものである。以上の点からみて、総合制中等学校においては、グラマ・スクール以上に困難な Sixth Form経営上の問題があると指摘できる。従来のグラマ・スクールにおけるような、伝統に支えられた校長の経験によるだけの経営は総合制中等学校にあっては有効性をもたず、新しい経営上の方策が検討されねばならないのである。

義務教育を修了した青年のためのもう一つの教育の場は

1) 「第6級」(成田克矢)「第6学級」(池田潔)「6年級」(山内太郎)「第6学年」(菅野芳彦)など多くの訳語があるが、起原的には必ずしも第6の Form であるとはいえない。Formはわが国の学年に相当するが、もともとの意味は学級に近く、また Sixth Formの場合、2-3年にわたって在籍するのが通例であり、最近 Sixth Formのなかで入学年度別に生徒の再区分をする例もみられる。Sixth Formのイギリス教育上の特異性を強調するためにも、あえて原語のまま残すことにした。

2) Non-advanced Course

3) 江幡裕「イギリス中等教育改革における Sixth Formの諸形態」(東京教育大学教育学部紀要, 第18巻, 1972) pp.69-70.

4) Comprehensive System なおこの論文で、「総合制中等学校」は、Comprehensive School, 「総合化」はComprehensivizationの訳語である。

5) T. Burgess, A Guide to English Schools, 3rd. ed., 1972, chap. 4.

6) C. Benn and B. Simon, Half Way There, 2nd. ed., 1972, p. 202.

継続教育カレッジである。継続教育に含まれる教育はきわめて多様であるが、ここで問題になるのは義務教育修了直後の青年にたいする教育を行う下級課程である。1944年教育法以後、継続カレッジ特に技術カレッジは著しい発展をとげている。定時制の職業教育機関という初期の姿から、全日制課程を含む専門・職業教育機関として、たんに職業上の資格の取得だけでなく、普通教育上の資格の取得を目的とする部門が大きな比重を占めるにいたるなど、その性格を変容させている。GCE・OおよびAレベルの取得を目的とする部門（普通教育が主となる）は、通常全日制であり、Sixth Formと共通する性格をもっている。

継続教育カレッジの教育の特徴は、(1)地方とくに産業界との結合が密であり、その要請に対応した教育を行うため、教育目的が多様で流動的であること、(2)教育内容が職業教育を中心としていること、(3)自己学習ではなく教授に重点がおかれていること、(4)定時制の課程が大きな比重を占め、非常勤講師が多いため教師と生徒の関係は全体として薄いことの諸点である。(1)(2)の点については、1944年教育法よりも、1964年産業訓練法がカレッジの教育内容に大きな影響を与えていることが注目される。ただし、職業教育中心の性格が変化しつつあることも軽視すべきではない。

継続教育カレッジにおいては、校長の権限が地方によって相違するなど、制度的に未確定の部分が多く、教育行政・経営上の概説を試みることは困難である。産業界との結合が密であり、非常勤講師の大半が企業に在籍していること、教育内容の多様性と対象年齢層の厚さによる教師組織の複雑さなど、人事・組織において中等教育とは違った困難をもつものである<sup>7)</sup>とはいえ、現実には義務教育修了後の青年の多様な教育要求に応える教育を行っていることは、この段階の青年の教育の大衆化に有効に対処する可能性を示すものであろう。中等教育の総合化が進行するなかで、学校制度の合理的な段階上の再編成が、義務教育修了後の教育機会の拡大への社会的要請の解決とともに中等教育政策の重要な課題となっているとき、継続教育の下級課程とSixth Formの分立が疑問視されはじめたのは当然のことである。

ここではまず、総合制のなかで進学者の増加に対応した経営的に合理性をもつ中等教育制度は、独立したSixth Form段階のカレッジを上構する二段制であるという議論の展開を、1954年の「クロイドン計画」から概観し、次に

1965年の教育科学省通達第10号によるこの種の二段制の総合制のなかで位置づけについて検討する。その際、総合制中等学校における教育とくに訓育と、教育経営の実際に即したBennおよびSimonの二段型批判について考察しながら、義務教育修了後の青年にたいする教育機関の構想が中等教育を基礎として発想されるだけでは、真に総合制の課題に応えるものではないことを指摘する。最後に、中等教育の上級段階と、継続教育の下級段階との系統的分岐を廃止して両者を統合した義務教育修了後の青年のためのカレッジの構想を紹介し、その意義と課題について論ずる。

### 1. Sixth Formの中等教育からの分離についての諸構想

中等教育の合理的な編成は系統ではなく段階によるものであるという見通しのもとに、進学者増にたいする経営的見地から、Sixth Form段階における独立したカレッジを構想した最初のもは、「クロイドン計画」である。これは1954年、ロンドン南郊クロイドン市において、当時市の教育長であったR.W. Kingらによって提案されたものである。その趣旨は、向う5年間にわたり市内の中等学校のSixth Formを廃止して、その教育を単一のカレッジで行い、戦後のベビー・ブームによる中等教育進学者の増加への対策にしようとするものであった。小人数で多くの施設を使うSixth Formの経営上の不合理性が問題とされたのである。この提案は、11才選抜試験と選抜的な学校制度の廃止を含んではいなかったが11才選抜試験によって生徒の帰属を最終的に決定してしまうことの弊害を除去するため、カレッジへの入学はどの系統の中等学校からでも可能であるとした点で、総合制への動きに連るものであった<sup>8)</sup>

これにたいする理論的な批判は次の2点に要約される。(1)グラマー・スクールの教育の最良の部分であるSixth Formの分離が、グラマー・スクールひいては公立中等学校全体のパブリック・スクールにたいする競争心を沮喪させるおそれがあること、(2)学校生活において指導的な役割を果たしてきたSixth Formの生徒を失うことで中等学校における訓育と経営が困難になることである<sup>9)</sup>。第一の点は、Sixth Formの性格が公立グラマー・スクールの発展のなかで歴史的に形成されたことを考えると、グラマー・スクールを上層部分とする選抜的な中等教育制度のパブリック・スクールにたいする競争力の有意義性を前提としている。

7) L. M. Cantor and I. F. Roberts, *Further Education in England and Wales*, 1969, chap. 3, 4, and 10.

8) R. W. King, *The English Sixth-Form College*, 1968, pp. 124-150. Also see, *Times Educational Supplement*, 19 Dec. 1954, p. 1154.

9) T. E. S., 21 Jan. 1955, p. 59.

したがって、この点は総合制の普及によって実践的に論駁されることになる。第二点はより重要である。グラマー・スクール固有の組織である Sixth Form は、総合化によってすべての中等学校に設置されることになりうる。即ちこの問題は総合制の枠内で一貫制と二段製のいずれを採るかということに継続するものである。「クロイドン計画」において、教育施設の活用や教師の有効な配置という機能的合理性が重視されているが、Sixth Form は、年長の生徒の優秀さへの信頼をもとに、かれらに学校経営への参加を許す感情体系としての側面を強くもつ組織である。問題は、中等学校の経営において能率を重視するか、教師と生徒との感情的紐帯を重視するかということである。さらに、訓育上の観点からすれば、年長の生徒と年少の生徒の社会的成熟度の異質性を強調して両者の分離の必要を説くか、両者の成熟の連続性を強調しその接触・協働の教育的有効性を説くかということである。これは、ハイ・ティーン段階の青年の青少年全体にたいする位置と影響力の問題でもある。

「クロイドン計画」は、市内外のグラマー・スクールやその擁護者たちの強い反対にあい、1955年に採用を拒否される。<sup>10)</sup>しかし、その中等教育改革に与えた影響は小さいものではなかった。

まず、Sixth Form を中等学校とは独立したカレッジとして経営することの合理性に注目する地方当局があらわれたことである。立地条件の点で大規模な学校を設置できない困難をもったストーク・オン・トレント市は、Sixth Form 段階の独立したカレッジの可能性に着目し、米国にシニア・ハイ・スクールおよびジュニア・カレッジについての調査団を派遣するなど周到な準備を開始した。<sup>11)</sup>第二に、義務教育修了後の青年にたいする選抜的中等教育制度から独立したカレッジを設置することで、この段階における教育機会の拡大をはかる構想があらわれたことである。たとえば「クラウザー報告」は、教育内容においては中等教育の Sixth Form と共通し、「技術カレッジの成人の雰囲気」をもったカレッジを、Sixth Form と併行して実験的に設置することを提案している。<sup>12)</sup>ここでいうカレッジが、グラマー・スクール以外の中等学校の生徒で、義務教育以上の教育を望むものを対象とする機関として現実的意義をもつことは明らかである。第三に、中等教育の総合化のなか

で、Sixth Form 段階の独立したカレッジを上構する二段型が現実的意義をもつことが一部の教育学者によって主張されはじめたことである。たとえば、ロンドン大学の H.L. Elvin は、11才における選抜は、中等学校の生徒の発達と将来の進路についての希望、そして地位の平等について考えると不合理なものであるが、社会の機能の分業に即した教育の分岐は必要であるとして、中等教育を 15・16 才の時点で二段階に区分し、上級の段階は Sixth Form カレッジとして、現在の Sixth Form よりも広範にわたる教育を行うという構想を提案している。この場合、義務教育修了までの段階はいわば観察期間として総合化されるが、義務教育修了後の段階での教育の系統的二分は存続する。<sup>13)</sup>Elvin にあって総合化とは、中等教育制度の民主化であり合理化であるといえよう。これにたいし、R. Pedley は義務教育修了後のすべての青年を対象とするカウンティ・カレッジの構想を考えている。この場合、義務教育修了後の段階の教育もまた一元化することになる。Pedley は総合化の意義を、中等教育の系統的分岐の除去にもとめず、幼児期から青年期にいたる教育の完全な段階的編成にもとめるのである。ところで義務教育修了後の青年の教育の総合化についての Pedley の主張は、既にその地歩を固めつつあった一貫型の総合制中等学校における「新しい Sixth」すなわち、GCE・A レベル試験を目的としたアカデミックな教育ではなく、普通教育、技術教育に比重をおいた教育を行う Sixth Form の経験から導きだされており、継続教育の下級課程の動向についての着目はみられない。「新しい Sixth」における教育課程上の刷新とともに、かれは「クラウザー報告」におけるこの段階の青年の自由を承認する見地をひきついで、カウンティ・カレッジの教育の意義を「成人に近い雰囲気と自由、選択制の教育課程<sup>14)</sup>」として要約する。ハイ・ティーン段階における自由の拡大は、この段階の訓育の独自性を強調することであり、独立のカレッジの設置への根拠をなすものである。

以上みてきたことから、「クロイドン計画」の触発により計画・提案された構想は、Sixth Form 段階を独立したカレッジとして分離することに、中等教育にたいする二つの貢献を認めていたとすることができる。すなわち、教育経営の機能的合理化とハイ・ティーン段階の青年の訓育における自由の確保である。これらの二点が、1964年から政

10) R. W. King, op. cit., pp. 124-128.

11) A. Griffiths, Secondary School Reorganization in England and Wales, 1971, pp. 90-91.

12) Report of the Central Advisory Council for Education-England, 15 to 18, 1959, vol. 1 pp. 422-3, p. 426.

13) H. L. Elvin, Education and Contemporary Society, 1965, chap. VII.

14) R. Pedley, The Comprehensive School, 1st. ed. 1963, pp. 184-193, revised ed. 1969, pp. 191-200.

権についての労働党の中等教育総合化の政策のなかで、どのように位置づけられていたかを次に検討することにしたい。

## 2. 総合化と Sixth Form の分離についての批判

1965年7月12日に発令された教育科学省の通達第10号は中等教育の総合化への再編成を各地方教育当局に要請したものであるが、総合化の一形態として、Sixth Form カレッジを上構する二段型を挙げている。<sup>15)</sup> 通達は、一貫型を正統とする見地から、Sixth Form カレッジについての検討において、消極的な評価を示しているが、このことは経営における合理性と訓育における自由の確保という Sixth Form の二つの長所について、教育科学省が懐疑的であったことを物語るといえよう。

通達は、Sixth Form カレッジについて、これまでの提案を整理して三種に分類している。その第一は16才をこえて学校にとどまろうとするすべての青年の教育要求に応えるカレッジである。第二は、5科目のOレベル合格とかAレベル準備の意志を明示するとかいう所定の条件の満足を入学条件とするカレッジである。第三は、一定地域内の特定の学校に大規模な Sixth Form をおき、他の学校からの進学者をもこの単一の Sixth Form に収容する方式である。<sup>16)</sup> この第一の型をジュニア・カレッジ、第二をAレベル・アカデミー<sup>17)</sup> 第三を Sixth Form センター<sup>18)</sup> とよぶことが多いが、問題は、本来第二の型の呼称である Sixth Form カレッジが、全体の総称として使われていることである。1964-70年の2次にわたる労働党政権下の教育科学省の見解は、中等教育の上級段階の独立したカレッジの構想を、総合制のもとでグラマー・スクールとその Sixth Form の威信を保存する試みとして把握していたようである。Sixth Form カレッジの提案は、保守党の強い地方への有和的提案として付加されていたとみるべきであろう。

さて、通達が Sixth Form カレッジによる総合化方式の弱点として示したのは、次の2点である。(1) 11-16才の生徒が、16-18才の年長の生徒と接触する機会を失うことによって、中等学校における11-16才の生徒の指導が困難になること、(2) 16-18才の青年の教育機会を、Aレベル取得を目標とする Sixth Form の伝統をひくカレッジの設置によって狭める危惧があることである。<sup>19)</sup>

この第一の指摘には、グラマー・スクールの Sixth Form

の訓育上の性格を、そのまま一貫型の総合制中等学校に継承することができるという前提がある。しかし、Sixth Form の生徒による下級生の指導という伝統は、グラマー・スクール教育の社会における指導者育成という目的とともに形成されてきたものである。しかも下級生の指導ということが上級生にとって責任の強要として学校生活上の自由を奪うもののように感じられる傾向がある。「クラウザー報告」および Pedley の指摘する技術カレッジの成人の雰囲気と自由は、中等学校の生徒の相当数にとって大きな魅力なのである。通達は Sixth Form カレッジが与えるであろうハイ・ティーンの学校生活の自由についても別の箇所 Sixth Form カレッジの長所として指摘しているのである。伝統的な Sixth Form の訓育とハイ・ティーンの自由が、二者択一的な関係にあることが、ここでは顧慮されていないのである。

次に、16-19才の青年の教育機会と、Sixth Form の教育範囲の狭さの問題である。ここでは、ジュニア・カレッジの構想、すなわち継続教育の下級課程をも含めた義務教育修了後の青年の総合制カレッジについて無視されている。たしかに、ジュニア・カレッジの可能性を否定し、義務教育修了後の青年にたいする教育の系統的二分を前提とするかぎり、この批判は妥当である。

中等教育からの Sixth Form の分離と、中等教育の機会の問題について、通達の発令以後の Sixth Form カレッジの発展の状況をも踏まえて、批判的に考察しているのが C. Benn と、B. Simon である。問題を明確にするために、かれらの見解を紹介・検討してみたい。

Benn および Simon は、中等教育からの Sixth Form の分離に反対するが、その根拠は次の3点である。(1) 16才の時点での選抜は、11才におけるのと同様、生徒の発達を阻害し、教育機会を否定するものである。(2) 従来の Sixth Form における狭溢で早期に専門化したカリキュラムを温存し、Sixth Form のアカデミックな教育と、継続教育カレッジの職業教育との断層を固定する危惧がある。(3) Sixth Form センターの方式をとる場合、Sixth Form の有無・大小によって総合制中等学校相互間の社会的評価の隔差が生じることである。

とくに(2)の点についてかれらは一部の地方教育当局によって推進されている Sixth Form と継続教育との協同が、

15) Department of Education and Science, Circular 10/65, p. 2.

16) *ibid.*, p. 5.

17) A. Corbett, *Sixth Form Colleges* (New Society 28 Mar. 1968) p. 457.

18) A. D. Edwards, *The Changing Sixth Form in the Twentieth Century*, 1970, p. 101.

19) Circular 10/65 p. 5.

継続教育を Sixth Form に比して二流の地位におく見地からなされていること、(3)については、総合制中等学校相互間の隔差の発生が、初等から中等教育への進学に際しての指導に悪影響をおよぼすことを指摘し、Sixth Form センター方式を採用する地方教育当局の増加を懸念している。

Sixth Form 段階のカレッジの経営的合理性は、義務教育修了後の青年の教育機会の拡大と均等化の見地に従属して考えられるべきである。Sixth Form が継続教育に比べて優位に立つ教育機関であるという認識が Sixth Form 段階のカレッジの構想に前提されているならば、かかる構想は否定されるべきであろう。しかし、Sixth Form と継続教育とを対等の位置において合併し、義務教育修了後の青年に平等に門戸を開放しようとするジュニア・カレッジの構想は、教育の機会の問題からする批判に耐えるものである。<sup>20)</sup>

ここではさらに、Benn と Simon による総合中等学校における訓育の変容についての論述を手がかりとして、Sixth Form 段階のカレッジとしての独立とハイ・ティーンの学校生活の自由についての問題をめぐるかたちの意見を明らかにしておきたい。総合化の進行のなかで、中等学校における訓育の責任は、校長一人に集中していた状態から、各教師へと分担されはじめていたとかれらは指摘する。また、これと併行して体罰の減少、廃止の傾向がみられるという。しかし総合化だけでは生徒の学校内外の生活全般にわたる問題を解決しえないことは、とくに大都市の学校の実情に照らして明らかである。総合制中等学校における訓育の一般的な型として、11-13才における両親のような接し方による寛大な訓育、13-16才におけるより厳格な訓育、16才以上の段階における自己規律と自分たちの問題は自分たちで解決する訓育の段階的な編成を、Benn と Simon は示唆する。しかし、16才以上の段階における自己規律という目標は、かなり抽象的なものである。生徒の委員会による自治、学校生活における下級生とは違う自由という大綱のもとで、学校によって相違する多くの試みがなされている。<sup>21)</sup>

ところで、かれらは継続教育カレッジの方が Sixth Form より自由な雰囲気をもつことを認め、Sixth Form の閉鎖的な雰囲気よりも、継続教育カレッジの成人の雰囲気と開放的な自由さに憧れ、継続教育カレッジでアカデミックな教育課程を履修するものが少くないことに注目している。二人は、この原因を選抜制のもとでの中等学校とくにグラ

マー・スクールの伝統的な閉鎖性に帰し、総合化の徹底によるこの閉鎖性の打破こそ、Sixth Form の雰囲気を変えるものであるとする。<sup>22)</sup> これは、かれらが、ハイ・ティーン段階にとどまらず、中等教育全体における生徒の自由の拡大を第一義と考えていることによるものであろう。

ところで総合制中等学校の Sixth Form の生徒が下級生に比べて独自の自由をもつといってもそれだけではグラマー・スクールの Sixth Form と変わるものではない。生徒の自治組織による学校の施設の部分的管理のような試みが訓育上の措置として有意義であるが、かかる試行は独立のカレッジにおいてより有効になされるものである。訓育上の自由の見地からカレッジの実験は必要であるといえることができる。

総合化の原理が、グラマー・スクールの特権の象徴であった Sixth Form の伝統の保存を許さないにせよ、継続教育の下級課程を含む義務教育修了以上の青年すべてに門戸を開くジュニア・カレッジの可能性は否定されないのである。総合化のなかで、ジュニア・カレッジを上構する二段型は有力な一方式として検討に値するものである。

### 3. Sixth Form と継続教育を統合するカレッジの諸構想

義務教育修了後の青年を対象とする教育機関の系統的二分を廃止して、総合的カレッジによる教育に替えようとする構想は、既に Pedley によって全教育体系の総合化の見地から主張されていたが、法制的に異なる教育制度の統合は、教育法の改正と教育行政組織の変更を必要とするため、Sixth Form カレッジの構想に比べて現実性に乏しい構想とされてきた。しかし、前節でみたように Sixth Form カレッジという方式は、義務教育修了後の青年の増大する教育要求に即応するものではない。その実現の困難性にもかかわらず、ジュニア・カレッジ方式の長所が検討される必要がある。

継続教育カレッジの雰囲気が自由であることに加え、その教育課程が職業教育的であるよりは普通教育的になってきていることは、多くの青年を誘引するに足るものである。継続教育カレッジにおけるこれらの最近の特徴のなかにジュニア・カレッジの可能性が見出されると説く A. Corbett は、既に一部の継続教育カレッジが事実上のジュニア・カレッジとなっていると指摘する。<sup>23)</sup> このようなカレッジの

20) C. Benn and B. Simon, op. cit., CB 8 and BS12.

22) *ibid.*, pp. 374-5. Also See, R. Pedley, op. cit. (revised ed.) pp. 123-131.

21) C. Benn and B. Simon, op. cit., p. 458.

23) A. Corbett, op. cit., p. 458.

代表的なものである Cambridge College of Arts and Technology の校長であった D. E. Mumford は、継続教育の側としても総合化の進行を真剣にうけとめる必要があるとして、義務教育修了後の青年のための総合的なカレッジであるジュニア・カレッジの設置推進を提唱している。たとえ中等教育の総合化が完了しても、義務教育修了後の青年たちは依然として中等と継続の異なる教育制度にその教育機会を分割されることになる。これでは真の総合化とは言いがたい。したがって、総合化の進行の必然の過程として、継続教育も含めて、高等教育進学の前段階にある青年の教育制度について全面的に再検討すべきであるというのである。

かれが一貫型の総合制中等学校ではなく、11-16才のジュニア・ハイ・スクールと、16-18才のジュニア・カレッジからなる二段型を採る理由は二つある。その第一は、大規模な総合制中等学校でなければ適正規模の Sixth Form を経営できないということである。Sixth Form で教えられる科目数は10-12、その1科目あたりの教授グループは5-15人が適正とすると、100人前後が教育的に望ましいことになる。<sup>24)</sup> が、100人以下の Sixth Form を経営している一貫型総合制中等学校は、全体の $\frac{3}{4}$ にのぼる。Sixth Form に100人の生徒を集めうるのは生徒数1400人の総合制中等学校であるが、これは全体の10%にすぎない。<sup>25)</sup>

第二に青年たちの社会的早熟化が、Sixth Form の生徒と下級生との接触を危険なものにしていることである。年長者と年少者とを切り離し、両方のグループを成熟の度合に応じた雰囲気の中で教育することが配慮されねばならないとする。Benn と Simon は同じ学校の中で成熟の度合に応じた訓育を行うことでこの問題を解決しようとしている。かれらが社会的早熟化を学校教育の課題としては重視しないのにはたいし、Mumford は教育制度編成の重要な要素として考えているのである。

つぎに Mumford は、義務教育修了後の青年のための独立したカレッジの構想を、通達 65-10 号とは別の角度から三つに分類する。第一は、伝統的なアカデミックな課業を集中して行う Sixth Form カレッジである。これは事実上グラマー・スクールの Sixth Form をいくつか集合しただけのものである。第二は、Sixth Form のアカデミックな課業だけでなく、継続教育への準備も含む幅広い教育課

程をもつ全日制のシニア・ハイ・スクールである。そして第三が、全日制であれ定時制であれ、義務教育を修了したのちも教育をつづけようとするすべての生徒にたいするアカデミックおよび職業的なすべての種類の教育課程を提供するジュニア・カレッジである。

Sixth Form カレッジは、設置目的が単純であるためその経営が容易である長所をもつ。しかしその選抜的性格は総合化とはあいられないものである。次にシニア・ハイ・スクールであるが、これは継続教育の水準や組織を無視して、中等教育の側の一方的な拡張を意図するものであると Mumford はみる。継続教育を A レベル取得を目的としない青年の教育機関とみることは、継続教育が行っている A レベル教育の実績を無視し、さらにシニア・ハイ・スクールに継続教育への準備課程をおくことは、とくに技術者養成の場合、見習修業制度と結びついた継続教育カレッジの教育課程の性格から考えて無意味である。継続教育を中等教育にたいし二流の地位におこうとするものである限り、この方式は両者の関係を複雑で険悪なものとするという。したがって、もっとも望ましいのはジュニア・カレッジである。そのあるべき姿は、中等教育と継続教育という二つの分離した、時には矛盾・競合している体系を、当該年令層全員の要求に適合する公認の価値をもつ諸課程の広範な選択と、個人によって異なる発達と才能のレベルにふさわしい柔軟性をもった単一の組織に集めるものである。かれは、従来、能力の劣る生徒として Sixth Form にも、継続教育機関にも進学しえなかった部分の教育機会はジュニア・カレッジによる Sixth Form と継続教育との統合によって確保されると考える。また、ここでかれはジュニア・カレッジにおけるアカデミックではない全日制課程の拡充を主張しているが、アカデミックな教育と職業教育とを統一した新しい普通教育の創出というよりもむしろ、両者の競合による教育効果を重視しているようである。<sup>26)</sup>

Mumford よりもさらに大局的な見地から、1944 年教育法を改正し、中等教育と高等および継続教育の中間に Tertiary Education<sup>27)</sup> という新しい段階の教育を設定することを提案しているのが、教育委員会連合の理事長としてイギリス教育行政界に強い影響力をもつ William Alexander である。かれは、15・16 才から 18 才までの青年のための全日制と定時制の課程を併設した Tertiary カレッジを構想

24) Education, 31 Jan. 1969, p. 124.

25) C. Benn and B. Simon, op. cit., pp. 199-202.

26) D. E. Mumford, 16-19, School or College? 1965.

27) Primary, Secondary にづく第三の段階の意義で Tertiary が用いられているが、初等・中等と連続する適切な訳語が見出せないで英語のまま残すことにする。

する。全日制課程では、Aレベル、ONC、ONDあるいは18才前後の時点で高等教育の多様な諸課程への進学を目的とするその他の資格試験の準備のための教育が行われ、入学条件としてOレベルまたはCSE・1グレードの取得が考えられている。ここで全日制と定時制の入学条件を区別しているのは、全日制課程が高等教育への準備の過程として考えられているからであり、教育内容についても高等教育の多様化に即して、Aレベルからの拡大が主張されていると考えられる。Alexanderもまた、アカデミックではない全日制課程の拡張を力説しているが、これは技術教育重視と結びついている。

Alexanderはまたカレッジは大規模なカレッジが教育的にも経営的にもすぐれた機関であることを強調する。少数の選ばれたスタッフと生徒による閉鎖的な学校ではなく、より多数が競争しあう開放的なカレッジこそこの段階の青年の教育にふさわしいというのである。Tertiaryカレッジの構想が、1944年教育法の中等教育と継続教育とを区分する規定のもとでは、実現困難であることはいまでもない。Alexanderは、Tertiary段階の教育の組織は、中央教育当局による細かい規定は避け、都市部では独立したカレッジを、農村部では中等学校の付属機関を望ましい姿として唆しながら、地方教育当局独自の組織経営の権限が与えられるべきだとしている。かれの構想は飽くまでも1944年教育法の改正を前提としているのである。<sup>28)</sup>

ところが、1944年教育法の枠のなかで、義務教育修了後の青年の総合的な教育機会を準備する方法がまだ残されている。この段階の青年はすべて継続教育カレッジに入学させるというものである。一部の地方教育当局がこの方式を採用しているが<sup>29)</sup>中等教育と継続教育への義務教育修了後の青年の教育の系統的二分が、継続教育への中等教育の側の偏見に支えられていることを考えると、この実験の意義は大きいといわねばならない。継続教育の提供する多様な教育を、初等から高等にいたる教育制度の完全な段階化を推進するなかでどのように再編していくかに総合化の一課題があり、義務教育修了後の青年の教育の問題もこの課題の解決をまって新たな展望を獲得するとみることができる。

## むすび

ジュニア・カレッジ、Sixth Formカレッジ、Tertiary

カレッジなど、どのような名称をとるにせよ、義務教育修了後の青年の教育を、独立のカレッジで行う構想は、教育経営的な観点からする人事・組織・施設の管理運営上の能率の改善と、ハイ・ティーン段階の青年を成人に近い雰囲気と自由のなかで教育することの有意義性にもとづいて主張されてきたといえることができる。ところで、教育経営上の能率の改善が意識されたのは、戦後のベビー・ブームに起因する中等教育進学者の増大を契機としてであり、中等教育の量的な大衆化の進行がこの議論の客観的根拠をなしていると考えられる。これにたいし、青年の自由の問題は、義務教育以上の全日制教育はとりもおさず指導者教育であった時代から変化していないSixth Formの訓育を、中等教育の大衆化と青年の社会的早熟化の現象に即応したものに改めようということから出発している。カレッジについての二つの意義づけは明らかに中等教育の大衆化への関心の所産であり、中等教育の総合化への動きとその関心を預けあうものである。しかし、総合化の目的とする中等教育機会の拡大と均等化の観点から、Sixth Formだけを分離して継続教育を考慮しないSixth Formカレッジの構想は、総合制のなかでの選抜制の保存として、批判の対象とされるものである。継続教育を含んだ義務教育修了後の青年のための総合的なカレッジであるジュニア・カレッジは、この批判にたえ、総合化のなかの一方法として積極的に実験されるべき可能性をもつ。ジュニア・カレッジの構想の実施上の難点は、1944年教育法による中等教育と継続教育の区分であり、両者が異なった当局による行政的支配と財政補助を基礎にしていることが問題となる。しかし、この問題は、継続教育カレッジへの義務教育修了後の青年の一本化という方法で解決可能な問題である。人事・組織・施設のどの問題をとっても、中等教育より複雑な管理を経験してきた継続教育の実績は、経営上の能率を重視する観点からも好ましいものであろう。

以上、義務教育修了後の青年のための独立したカレッジの構想を、学校生活の実際的な諸局面に照らして考察すべく、教育経営と訓育の二つの角度から検討してみた。経営における能率と訓育における自由という二つの課題を解決する試みとして、義務教育を修了後もなお教育を希望するすべての青年のための総合的なカレッジは合理的であるといえることができる。この試みがより現実的なものとして発展するためには、継続教育の意義の再検討と制度的再編成

28) W. Alexander, *Towards a New Education Act*. 1969, chap. 3 and 4.

29) エクセター、デヴォンなどである。Education, 22 Aug. 1969, p. 1046 Joslyn Owen, A 16 to 19 Solution (Education, 27 Mar. 1970) p. 357. C. Benn and S. Simon, op. cit. (2nd. ed.), pp. 300-303. なお、かれらはこの種の試みをオープン・カレッジとよぶことを提案している。

が全教育制度の問題としてなされる必要がある。